

事業ごみの 適正処理と減量について

令和3年9月
仙台市環境局 事業ごみ減量課

この資料では、事業活動から出たごみの分け方・出し方のルールについて、ごみ処理の仕組みや根拠法令にも触れながら説明いたします。あわせて、仙台市の清掃工場での事業ごみの検査結果や、検査結果に基づく指導などから適正処理のポイントをまとめました。
皆様の事業ごみの適正排出と減量のお取り組みの参考になれば幸いです。

目次

1 事業ごみの概要

- (1) 廃棄物の種類
- (2) 産業廃棄物と一般廃棄物
- (3) 排出事業者の責務

2 事業ごみの処理

- (1) 事業ごみの分別
- (2) 産業廃棄物
- (3) 産業廃棄物の種類
- (4) 産業廃棄物処理の基本的な流れ
- (5) 一般廃棄物
- (6) 一般廃棄物処理の基本的な流れ

3 仙台市一般廃棄物処理基本計画

- (1) 計画の根拠、位置づけ
- (2) 計画の目標と方針

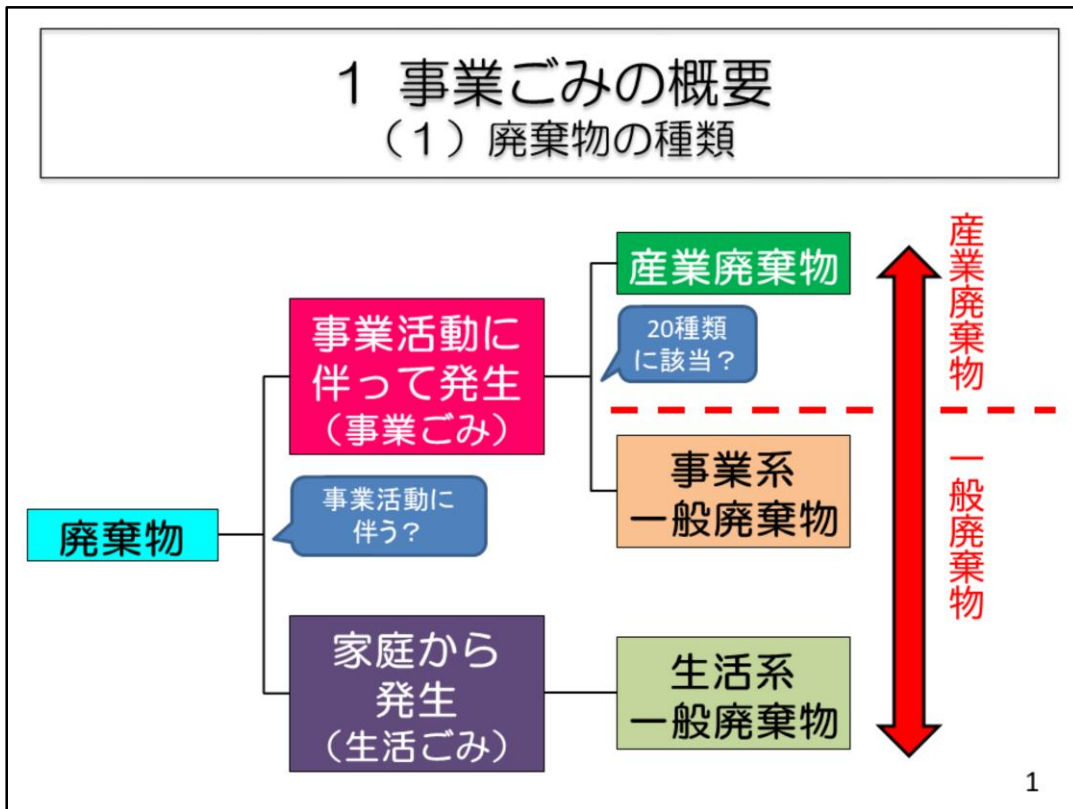
4 仙台市の廃棄物処理

- (1) 品目ごとの処理の流れ
- (2) 事業系紙類回収庫、
事業系紙類回収ステーション
- (3) 廃棄物の種類による違い
- (4) 市清掃工場の搬入禁止物

5 搬入物検査

- (1) 展開検査の開始と強化
- (2) 不適正搬入物の例

6 適正排出を維持するために



< 廃棄物の種類 >

- 廃棄物の種類は、まずどこから排出されたかで分かります。
- 事業活動に伴って発生すれば「事業ごみ」、家庭から発生すれば「生活ごみ」になります。
- 事業活動は、営利を目的とするかどうかは問わないので、役所や学校、NPO法人、町内会、イベントなどに伴って生じたごみも事業ごみに該当します。
- 事業ごみの中で、廃棄物処理法で規定している20種類に該当するものが産業廃棄物、それ以外が一般廃棄物となります。
- なお、家庭ごみはすべて一般廃棄物となります。

1 事業ごみの概要

(2) 産業廃棄物と一般廃棄物

産業廃棄物

- 事業活動に伴い発生する20種類

一般廃棄物

- 産業廃棄物以外の廃棄物
- 市町村によりルールが異なる
- 市町村に統括的処理責任がある

2

<産業廃棄物と一般廃棄物>

- 産業廃棄物とは、事業活動に伴って発生した廃棄物のうち、法令により材質や業種で定められた20種類になります。
- 一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物で、市町村により処理のルールが異なります。

1 事業ごみの概要

(3) 排出事業者の責務

(廃棄物処理法第3条)

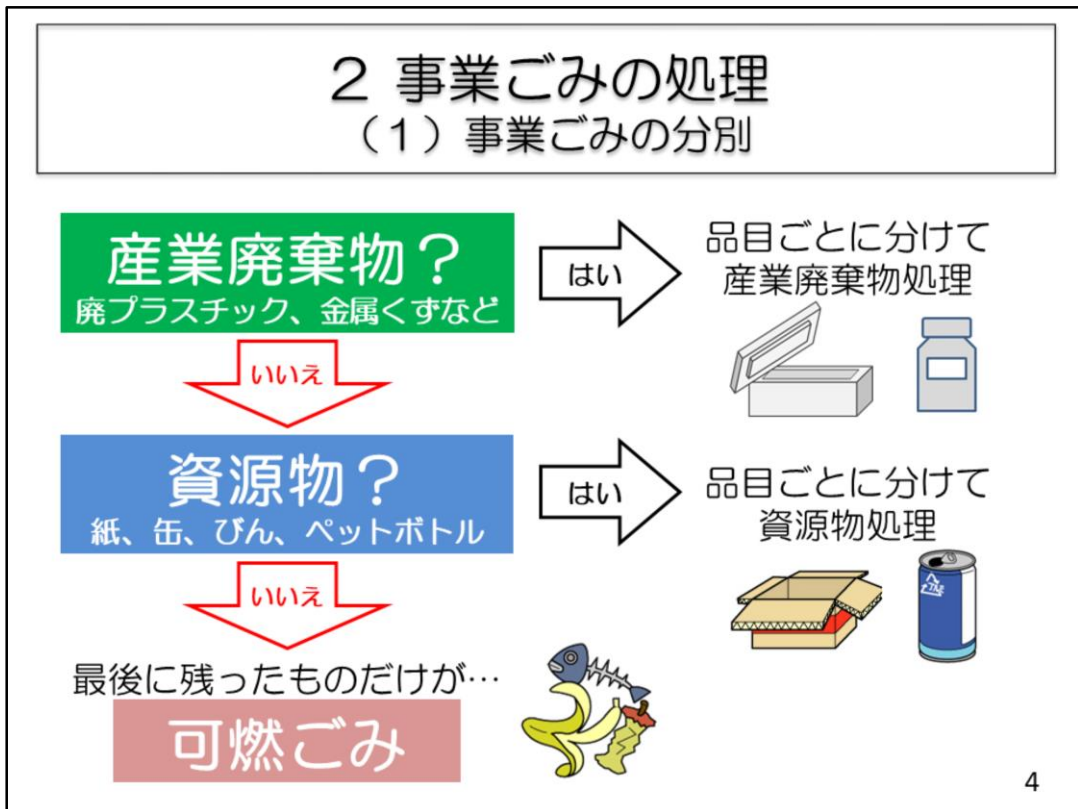
- ① **事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任で適正に処理しなければなりません**
- ② 事業活動に伴って生じた廃棄物をリサイクルするなどして減量に努めなければなりません
- ③ 製造、販売等に際しては、処理困難にならないよう開発したり、処理方法を情報提供するなどして、適正な処理が困難にならないようにしなければなりません
- ④ 国や自治体の施策に協力しなければなりません

3

<排出事業者の責務>

- 廃棄物に関する事業者の責務が廃棄物処理法に規定されています。

2 事業ごみの処理 (1) 事業ごみの分別



<事業ごみの分別>

・ごみを適正処理するためには、発生時に分別することが重要です。分別を適切に行うことによって、リサイクルして資源を有効活用することにつながります。

①産業廃棄物を品目ごとに分別します。

・処分方法によっては、同じ品目でも分別が必要なものもありますので、委託先に確認してください。

例えば、プラスチックの場合、硬い物、ビニール袋のようにやわらかい物などの分別が必要になる場合があります。

②一般廃棄物のうち、資源物に該当する紙類、缶・びん・ペットボトルを分別します。

・資源物についてもリサイクル業者によってリサイクルする方法が異なりますので、同じ品目でも回収業者に分別の種類を確認する必要があります。

③最後に残った産業廃棄物でも、資源物でもないものだけが可燃ごみになり、市の施設で焼却されます。

2 事業ごみの処理

(2) 産業廃棄物

事業ごみのうち、多くのものが
産業廃棄物に分類される

工事現場や機器・部品工場だけでなく、店舗や事務所でも多くのものが産業廃棄物に該当する。

廃プラスチック類

→ビニールやプラスチック製容器包装だけでなく、プラスチック製の事務用品など、製品そのものも全て**産業廃棄物**

金属くず、ガラスくず、陶磁器くず

→金属製品、ガラス製品、せともの、全て**産業廃棄物**

5

<産業廃棄物>

- ・工事現場や機器・部品工場だけでなく、店舗や事務所などから排出される事業ごみのうち、多くは産業廃棄物に分類されます。
- ・特に、プラスチック、ビニール、発泡スチロールなどは多くの事業所でごみとして出すことが多いと思います。

2 事業ごみの処理

(3) 産業廃棄物の種類（全業種）

①廃プラスチック類	発泡スチロール、ビニール製品
②ゴムくず	天然ゴムくず
③金属くず	スチール製の机
④ガラスくず,コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスのコップ、花瓶
⑤がれき類	コンクリート、レンガ
⑥燃えがら	焼却炉の残灰
⑦汚泥	製造、排水処理等での出る汚泥
⑧廃油	食用油、エンジンオイル
⑨廃酸	写真定着液、酸性廃液
⑩廃アルカリ	写真現像廃液、アンモニア廃液
⑪鉱さい	電気炉等の鉱さい
⑫ばいじん	ばい煙発生施設等で捕集されるもの

6

<産業廃棄物の種類（全業種）>

- あらゆる業種で産業廃棄物となる12品目です。
- 表の左側が分類の品目、右側は具体的な例となります。
- プラスチック、ビニール、発泡スチロールは廃プラスチック類になります。
- また、事務所で使う椅子で、プラスチックと金属でできているものは、①の廃プラスチック類と③の金属くずに該当するので、処分する際は、両方を処理できる許可業者への依頼が必要になります。

2 事業ごみの処理

(3) 産業廃棄物の種類（業種限定など）

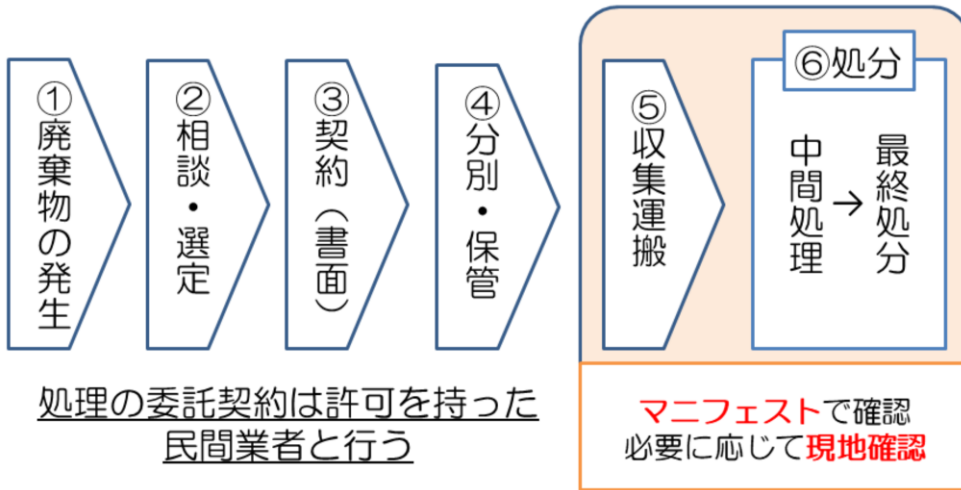
⑬紙くず	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴って生じるもの）、紙製造業等から排出される紙くず
⑭木くず	建設業、木製品製造業等から排出される木くず。貨物の流通に使用したパレット
⑮繊維くず	建設業、繊維工場等から排出される繊維くず
⑯動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業等で原料として使用した動植物に係る不要物。スーパーの生ごみは対象外
⑰動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、豚、馬、にわとり等のふん尿
⑱動物の死体	畜産農業から排出される牛、豚、馬、にわとり等の死体
⑲動物系固形不要物	と畜場等から排出される獣畜及び食鳥に係る固形状の不要物
⑳以上の産業廃棄物を処分するために処理したもの	

7

< 産業廃棄物の種類（業種限定など） >

- ⑬の紙くずから⑲の動物系固形不要物までの7種類は、ごみの種類ごとに排出事業者の業種が特定されています。
- この7種類のごみが、各項目で特定されていない業種から出た場合は、事業系一般廃棄物になります。
- 例えば⑬の紙くずは、建設業者が解体工事を行った際に出た障子紙は、産業廃棄物になりますが、事務所でメモ用紙を捨てる時は、一般廃棄物の資源物になります。
- ⑯の動植物性残さは、食料品製造業から出てくるものは産業廃棄物になりますが、スーパーのお惣菜コーナーの廃棄商品は、小売業から出るものになるので、一般廃棄物になります。

2 事業ごみの処理 (4) 産業廃棄物処理の基本的な流れ



許可業者（⑤収集運搬、⑥処分）は、宮城県や仙台市のHPで名簿が公表されているほか、「優良さんばいナビ」などでも検索できます

8

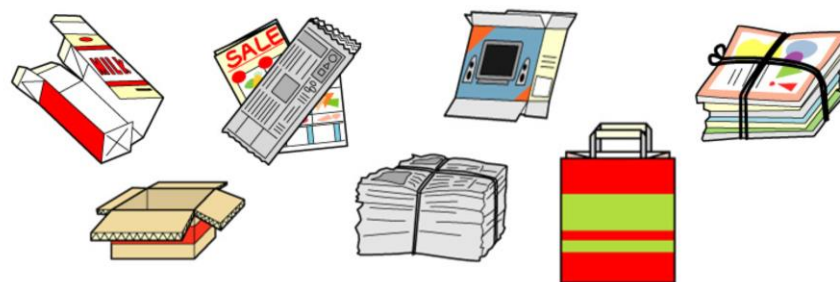
<産業廃棄物処理の基本的な流れ>

- ・ 処分したい品目の許可を持つ収集運搬業者、処分業者と相談し、どの業者に委託するか選定します。
- ・ 選定した業者との契約（書面での契約が必要）をします。（廃棄物処理法第12条）
- ・ 品目、処分方法によって廃棄物を分別・保管します。
- ・ マニフェストで処理状況を確認します。（廃棄物処理法第12条の3など）
- ・ マニフェストは、5年間保存します。

- ・ ⑤⑥では廃棄物が排出者の手元を離れますが、責任は排出者にあります。（廃棄物処理法第12条第6項）

2 事業ごみの処理

(5) 一般廃棄物（資源物：紙類）



- 搬入先によって、取り扱える古紙の範囲が異なる
- 例えば、ビニールコート紙、カーボン紙、写真、紙コップもリサイクルできる場合がある

9

<一般廃棄物（資源物：紙類）>

- 紙類は、ダンボールや新聞、雑誌のほか、コピー用紙や紙ファイルや、シュレッダー処理した紙、メモ用紙や付箋などの小さな紙も雑紙としてリサイクルできます。
- リサイクルできる紙の種類、分別の方法は搬入先によって違うので、確認が必要になります。

2 事業ごみの処理

(5) 一般廃棄物（資源物：缶・びん・ペットボトル）



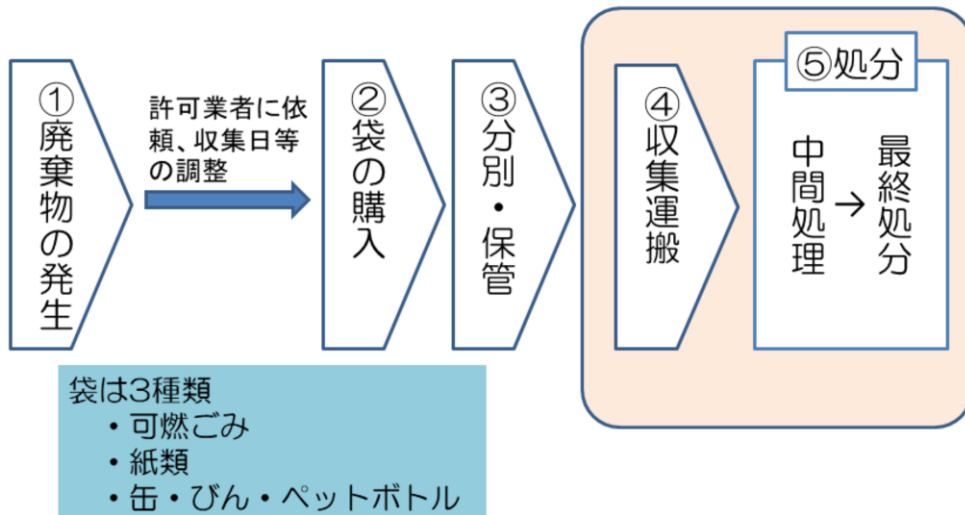
- 仙台市では飲料用は一般廃棄物として扱う
調味料や油の容器は対象外→産業廃棄物
- 自動販売機など多量に出る場合は産業廃棄物
- 運搬先のリサイクル施設によって、ペットボトルのふたとラベルの取り扱いは異なる。市のリサイクル施設では、排出者がふたとラベルを外さなければならない

10

<一般廃棄物（資源物：缶・びん・ペットボトル）>

- 仙台市では、従業員等が飲んだあとの飲料用の缶・びん・ペットボトルは、リサイクルを進めるため一般廃棄物として扱っています。
- 飲料用以外のもの、自動販売機のベンダー回収分などは産業廃棄物となります。
- リサイクル施設によって、ペットボトルのふたやラベルの取り扱いが異なります。市のリサイクル施設では、排出者がふたとラベルを外して、ボトルはつぶさなければなりません。

2 事業ごみの処理 (6) 一般廃棄物処理の基本的な流れ



11

<一般廃棄物処理の基本的な流れ>

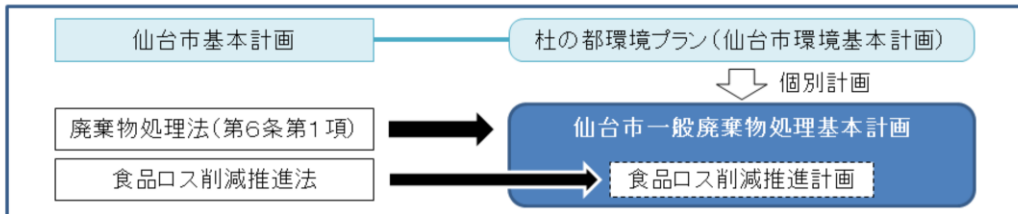
- ・可燃ごみは仙台市の許可業者に委託します。
- ・紙類、缶・びんは許可業者の他にリサイクル業者が収集運搬することもできます。
- ・業者指定の袋を購入いただくことが多いですが、排出量などによっては袋以外の収集もあります。
- ・許可業者と相談し、排出する場所と日時を決めます。収集されるまでの間はごみが飛散などしないように敷地内に保管します。

3 仙台市一般廃棄物処理基本計画 (1) 計画の根拠、位置づけ

・計画の根拠、位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項に基づき、本市の一般廃棄物の処理に係る基本的な考え方や方向性について定めるもの

また、仙台市基本計画及び杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）を上位計画とし、杜の都環境プランの個別計画として策定されている



・市町村の役割

市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、運搬し、処分しなければならない（廃棄物処理法第6条の2第1項）

12

<計画の根拠、位置づけ>

・市町村は、一般廃棄物処理計画を策定して、区域内で発生したごみを生活環境に支障が出ないうちに処理するよう規定されています。（廃棄物処理法第6条第1項）

・一般廃棄物は市町村に処理する責任があります。市町村が自ら処理するのか、委託や許可によって民間の事業者処理させるのかを、一般廃棄物処理計画で決めています。

・仙台市一般廃棄物処理計画は、仙台市基本計画及び、杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）を上位計画とし、仙台市環境基本計画の個別計画として策定されています。

3 仙台市一般廃棄物処理基本計画 (2) 計画の目標と方針

仙台市一般廃棄物処理基本計画 (令和3年3月策定)

～杜の都の資源を次の世代へ
持続可能な資源循環都市をめざして～

基本目標	＜令和元年度＞	➡	＜令和12年度＞
・ごみ総量	37.3万トン		33.0万トン
・最終処分量	5.2万トン		4.6万トン など

参考指標	＜令和元年度＞	➡	＜令和12年度＞
・事業ごみ量	13.9万トン		12.0万トン
・リサイクル率	28.5%		32.0%
・家庭系食品ロス量	1.8万トン		9千トン など

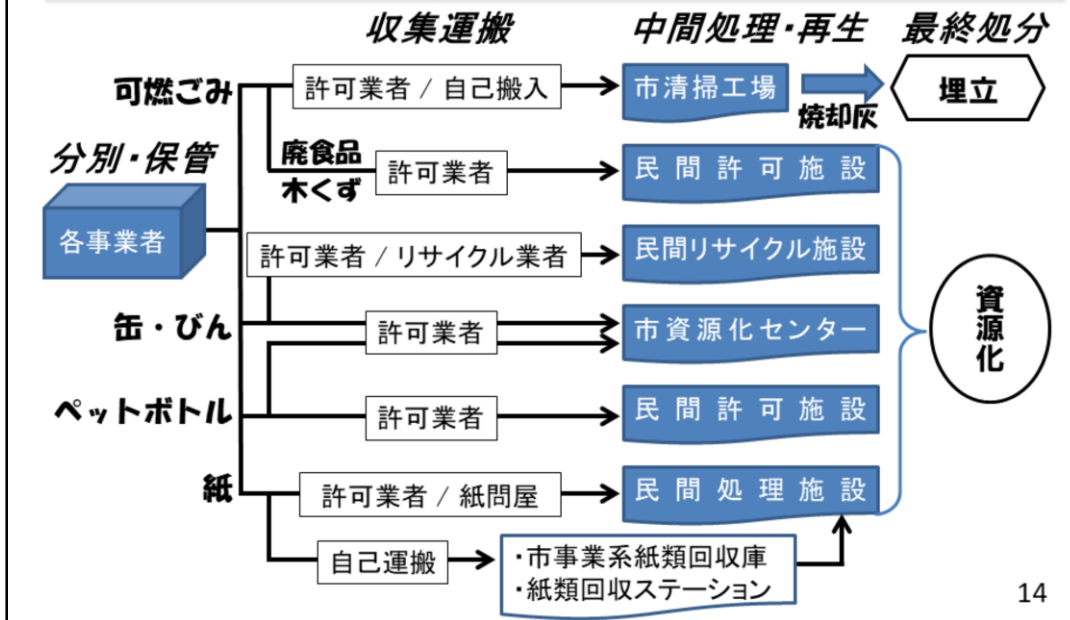
基本方針			
方針1	発生抑制を中心とした3Rの推進		
方針2	わかりやすい情報発信と行動する人づくり		
方針3	安全安心かつ安定的な処理体制の確保		

13

＜計画の目標と方針＞

- ・ 現行計画は令和3年3月に策定し、令和3年度から令和12年度までの計画となっています。
- ・ 基本目標はごみの総量や最終処分量など4項目を令和元年度の実績を基準とし、令和12年度を最終目標に定めています。
- ・ 目標を達成する上で必要な取組状況等を把握するため参考指標4項目を設定しています。
- ・ 基本目標の達成に向けて、3つの基本方針を設定し、推進することとしています。
- ・ 仙台市一般廃棄物処理計画の全文は仙台市ホームページでご覧になれます。
<https://www.city.sendai.jp/kurashi/machi/genryo/chosa/kekaku/index.html>
 ホーム > くらしの情報 > 住みよい街に > ごみの出し方・減量 > ごみに関する計画・施策・調査 > 計画

4 仙台市の廃棄物処理 (1) 品目ごとの処理の流れ



<品目ごとの処理の流れ>

- 可燃ごみは許可業者かごみを出した事業者自身が市の清掃工場まで運搬し、焼却処理されて、その焼却灰は埋め立てられます。
- 廃食品や木くずは、仙台市の許可業者が資源化して処理しているものもあります。
- 飲料用の缶・びんについては、市の資源化センターに許可業者が運んで資源化しているものと、許可業者がリサイクル処理の許可を有する業者が運搬して民間の施設で資源化されるものがあります。
- 飲料用のペットボトルは、許可業者が市の資源化センターか民間の許可施設に運搬して、資源化されます。
- 紙類については、許可業者や古紙問屋が運搬して資源化されるものと、ごみを出した事業者自身が市の紙類回収庫や、紙問屋等が開設している事業系紙類回収ステーションに運んで資源化されるものがあります。

4 仙台市の廃棄物処理 (2) 事業系紙類回収庫、事業系紙類回収ステーション

事業系紙類回収庫



事業用紙類のリサイクル推進を目的に
市内4カ所の環境事業所に設置

事業系紙類回収ステーション



古紙問屋等の協力を得て、事業系紙類の
無料受入れ施設を開設。現在市内20カ所

※どちらも無料ですが、機密文書は持ち込めません

所在地等は仙台市ホームページをご覧ください

ホーム > 事業者向け情報 > 環境・衛生 > 廃棄物・リサイクル > 事業ごみ(事業系一般廃棄物・産業廃棄物)の処理 > 手引き > 事業系紙類(一般廃棄物)回収拠点について

15

<事業系紙類回収庫、事業系紙類回収ステーション>

- ・市内4か所の環境事業所に事業系紙類回収庫を設置しています。
- ・紙類のリサイクルを進めるために、古紙問屋などから協力をいただいて、事業系紙類回収ステーションを市内20か所に設置しています。

- ・どちらの施設も無料で待ちこめます。
- ・持ち込める紙類は、段ボール、コピー用紙、新聞、雑誌、雑がみ、シュレッダー処理紙です。
- ・機密文書は持ち込めません。

- ・事業系紙類回収庫、事業系紙類回収ステーションの所在地等は仙台市ホームページでご覧になれます。

<https://www.city.sendai.jp/shigenkasuishin/shisetsu/zigyoueikamiruikaisyuu2.html>

ホーム > 事業者向け情報 > 環境・衛生 > 廃棄物・リサイクル > 事業ごみ(事業系一般廃棄物・産業廃棄物)の処理 > 手引き > 事業系紙類(一般廃棄物)回収拠点について

4 仙台市の廃棄物処理

(3) 廃棄物の種類による違い

	家庭の 一般廃棄物	事業者の 一般廃棄物	(事業者の) 産業廃棄物
収 集 運 搬	市が委託契約 した業者	地域限定・事業者 限定・品目限定の 許可業者 (市は収集しない)	許可業者 (市は収集しない)
処 分	市・民間の 処分施設	市・民間の 処分施設	民間の処分施設
特 記	市が出し方や 収集曜日を決 める	事業者が許可業者 と相談し曜日や出 し方を決める	事業者が許可業者を 選定 書面契約が必要 マニフェストが必要

16

<廃棄物の種類による処理の違い>

- 家庭の廃棄物の処理は、仙台市が委託した民間業者が収集しています。
- 臨時ごみは仙台市が直接収集するか、地域ごとの許可業者が収集しています。
- 事業者の廃棄物の処理は、排出者が許可業者に委託します。
- 事業者の廃棄物は、排出者と収集運搬業者が直接、収集場所や頻度を決めています。

4 仙台市の廃棄物処理 (4) 市清掃工場の搬入禁止物

- ①産業廃棄物
- ②リサイクル可能な紙類（資源物）
※一般廃棄物で燃えるごみでも、可燃ごみとして排出できない
- ③飲料用の缶・びん・ペットボトル（資源物）
- ④毒性、危険性、引火性等のあるもの、その他処理業務を困難にし、又は処理施設の機能を損なうおそれがあるもの
- ⑤他の法律でリサイクルが義務付けられているもの

※この他、処理ができないものや大きさなど、各工場ごとの搬入基準があります。

17

<市清掃工場の搬入禁止物>

- ・市清掃工場は一般廃棄物処理のための施設なので、産業廃棄物は搬入できません。
- ・リサイクル可能な紙類については、リサイクルを推進するため、平成17年4月から清掃工場への持ち込みが禁止となりました。
- ・一般廃棄物となる紙類で、汚れているなど、リサイクルできないものについては搬入できません。
- ・飲料用の缶・びん・ペットボトルは資源物なので搬入できません。
- ・清掃工場の業務を困難にしたり、処理施設の機能を損なうものとして、危険物だったり、ひどく臭うものなどは、搬入できません。
- ・法律でリサイクルが義務付けられているものとしては、テレビ・エアコン・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機及び衣類乾燥機の家電4品目とパソコンがあります。
- ・各清掃工場ごとに搬入可能な廃棄物の基準があります。

5 搬入物検査 (1) 展開検査の開始と強化

展開検査装置導入前の様子。収集車1台分、約2トンの事業ごみを清掃工場床に降ろし、広げます▶



▼平成29年度に導入された展開検査装置



◀収集車から装置中央のコンベアにごみを降ろします

18

<展開検査の開始と強化>

・平成23年の東日本大震災以降、仙台市のごみ総量としては徐々に減少してきているものの、なお一層のごみ減量に取り組むことが求められており、平成25年度に搬入物検査を開始しました。

・検査を強化するため、平成30年2月から展開検査装置を使用し、専任の検査員により検査を行っています。

・収集車から装置中央のコンベアにごみを降ろし、検査員が目視で検査し、搬入不適物を発見したらコンベアから引き揚げて内容物を詳しく検査します。

・検査の結果、ごみの内容物から搬入禁止物の排出者として特定された事業者に対しては、指導担当の職員が直接訪問して、現場を見ながら話をお伺いし、事業ごみの排出ルールを指導しています。

5 搬入物検査 (2) 不適正搬入物の例 (産業廃棄物)

プラスチック容器など



蛍光管



19

<不適正搬入物の例 (産業廃棄物) >

- プラスチック製の事業ごみはすべて産業廃棄物ですので、市の清掃工場には搬入できません。
- 蛍光管は、プラスチック、ガラスくず、金属くずの混合物になりますので、産業廃棄物として処理しなければなりません。

5 搬入物検査 (2) 不適正搬入物の例 (資源物)

紙類



ペットボトル



20

<不適正搬入物の例 (資源物) >

- シュレッダーやメモ用紙などの小さな雑がみもリサイクルできますので、清掃工場には搬入できません。
- 飲料用の缶・びん・ペットボトルも資源物になりますので、清掃工場には搬入できません。

6 適正排出を維持するために

事業所内のルールを作る

➤ 分かりやすく



ごみ箱の配置を工夫

➤ 出しやすく



従業員・関係者へ周知

➤ 一人ひとりの心がけ



習慣化する

➤ 集積所に出す際は
最終確認

チェックと見直し

→適正な分別排出は、ごみ減量とともにコスト削減にもつながります

21

<適正排出を維持するために>

- ・分かりやすく、明確なルールを作り、排出量や排出頻度を考慮してごみを分別して置きやすい環境を整え、ごみを分別する理由や目的を一人一人が理解できるように、全ての従業員や関係者へ周知することが大切です。そして集積所にごみを出す際は、ごみの内容と集積所の表示が合っているかなどの最終確認を習慣化していく必要があります。
- ・正しいごみの分別が定着するまで、チェックと不備があった場合の見直しを繰り返していく必要があります。
- ・「分かりやすい」「出しやすい」「収集業者も集めやすい」という状況を作っていくことが、適正排出の維持につながります。

廃棄物の適正な処理と減量を よろしくお願いします。

仙台市環境局事業ごみ減量課

産業廃棄物：事業係

TEL 022-214-8235

一般廃棄物：指導係

TEL 022-214-8679

仙台市の事業ごみ関連ホームページ

<https://www.city.sendai.jp/jigyosha/kankyo/haikibutsu/index.html>

(ホーム>事業者向け情報>環境・衛生>廃棄物・リサイクル)